

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月5日
照会部署名 難波年金事務所
厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 村田久長
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 加減

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-116	本部受付番号 No.2010-991
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

団体養老保険の保険料の取り扱いについて

(内容)

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・ 保険種別 | 団体養老保険 |
| ・ 契約者 | 法人 |
| ・ 被保険者 | 役員のみ（従業員の加入は、ない。） |
| ・ 受取人 | 死亡の場合 法人
満期の場合 本人 |
| ・ 解約時の支払先 | 法人 |
| ・ 保険料負担 | 法人（税務上は、保険料の半分は被保険者負担として計上） |

上記の団体養老保険の保険料の内、税務上計上している被保険者負担分の保険料については報酬には含まない、と保険会社より説明を受けていた旨の申し出が事業所よりありました。

これに関して、過去の疑義照会（No.2010-344 及び No.2010-119）において、事業主負担分については報酬に含めない旨の回答と、被保険者負担分も報酬に含まない旨の2種類の回答が行われていますが、今回の事例については、どのような取り扱いとするのが妥当か回答願います。なお、今回の契約は、福利厚生目的の契約かどうかは不明です。

なお、報酬に含まないとする場合の、税務上計上されている被保険者負担

分の保険料について賃金台帳の記載例等についても回答願います。

- ・ <事務所の見解、対応案>

(ブロック本部回答)

団体養老保険の保険料については昭和38年2月6日付庁保険発第三号において「団体養老保険の保険料を事業主が負担している場合、その保険契約によって受ける利益が従業員に及ぶものであっても、当該保険に関する事項について労働協約、給与規則等に一切規程されておらず、事業主が負担する保険料は、報酬には含まれない。」と示されています。

また、疑義照会No.2010-119「報酬の範囲について」においては、「全従業員を対象に事業主が保険料を負担していることや、死亡受取人が事業主であることから判断すると、当該生命保険料は被保険者の提供する労務に何らかの金銭的評価を行い、それを還元しているものとは言えない。」と回答されています。

当該事案におきましては、疑義照会No.2010-119と類似する案件であることから、当該保険料については報酬に含まないものと思慮いたします。

しかしながら当該事案においては全従業員ではなく、役員のみが加入するとなっており、疑義照会No.2010-119と相違している点があることから機構本部への照会をお願いいたします。

回答日 平成22年9月29日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徵収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マンエイストラワー（厚生年金適用支援グループ長）新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

事業主が負担する団体養老保険の保険料については、福利厚生的なものとして恩恵的に行われているもので、労務の対償と判断できない場合には、報酬に含めない扱いになるが、個別に判断することになる。【疑義照会回答 2010-831 参照】

回答日 平成23年 9月 6日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一 般) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

岡村